

農林水産省における補助対象財産の処分に係る承認基準の明確化

(平成28年3月31日付け 27予第1932号 農林水産省大臣官房参事官通知)

特例措置前

- 農林水産省の補助事業を活用し整備した財産(漁港市場)を、処分する場合の承認基準の運用が不明瞭となっていた。
- 社会経済情勢の変化等に対応し、高度衛生管理型施設への再整備が必要。

(規制の根拠)

平成20年5月23日付け20経第385号 農林水産省大臣官房経理課長通知

ニーズ

- 補助対象財産の処分に係る承認基準が不明瞭であることにより、社会情勢の変化等に応じた財産処分・再整備に支障が生じていた。

特例措置

- 承認基準の運用に当たり、判断に差が生じないよう過去の承認事例を類型化するとともに、それぞれの代表的事例を通知。

類型化した事例を公表(抜粋)

- ▽補助事業導入時の技術が陳腐化
- ▽耐震基準や防災基準等の改定
- ▽地方公共団体の行財政改革
- ▽見通し難く対応し難い状況変化

※承認基準は「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等に係る承認基準について(平成20年5月23日20経第385号農林水産省大臣官房経理課長通知)」により運用。

効果

- 「社会経済情勢の変化への対応」に関する承認事例が類型化され、承認基準の円滑な運用に寄与。